

意見募集案件	広葉交流センターの指定管理者制度導入について
担当課	広葉交流センター 電話 011-373-2801
意見募集期間	平成 29 年 4 月 15 日(土)から平成 29 年 5 月 15 日(月)まで
原案の公表場所 (閲覧・配布)	◇広葉交流センター及び各出張所 ◇北広島市団地住民センター、エルフィンパーク市民サービスコーナー、 図書館、中央公民館、大曲ふれあい学習センター(夢プラザ) ◇市ホームページ、広報北広島 4 月 15 日号(概要のみ)
意見の提出方法・ 提出先	◇書面(様式自由)による提出 ◇持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか ◇意見提出者は、住所・氏名を記入のこと(住所・氏名の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。) 広葉交流センター 郵便番号 061-1134 北広島市広葉町 3 丁目 1 番地 電話 011-373-2801 ファクシミリ 011-373-1576 電子メールアドレス: ikoyo@city.kitahiroshima.hokkaido.jp
検討結果の公表 予定時期	市ホームページにて平成 29 年 5 月下旬頃公表予定 ※検討を終えたときは、意見の概要・意見に対する市の考えや案を修正したときは その内容を公表します。
対象となる政策等 の内容	(1) 案を作成した趣旨、目的、理由 公の施設については、平成 17 年度に指定管理者制度活用の基本方針を定め、民間事業者等のノウハウを活用することにより、行政サービスの向上や公の施設の効果的かつ効率的な運営につながるものについて指定管理者制度を活用することになり、平成 26 年度に策定した行財政改革大綱では、具体的な改革内容を示した行財政改革実行計画において、指定管理者制度の導入があげられています。 広葉交流センターにつきましても、更なる民間の能力や創意工夫を取り入れることにより、一層の利用者サービスの向上と効率的な管理運営を行うため、指定管理者制度を導入するものです。 (2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要) 広葉交流センターの運営管理を指定管理者に行わせるため、「北広島市広葉交流センター条例」及び「北広島市広葉交流センター条例施行規則」の一部を改正します。 【条例で定める事項】 ① 広葉交流センターの管理を指定管理者に行わせることができること。 ② 指定管理者が行う業務 (1) 広葉交流センターの維持管理に関する業務 (2) 広葉交流センターの使用許可に関する業務 (3) その他市長が定める業務 ③ 指定管理者は、適正に広葉交流センターの管理を行うこと。 (3) その案の根拠となる法令等 地方自治法第 244 条の 2 北広島市公の施設に係る指定管理者の指定に関する条例 (4) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等) 指定管理者の創意工夫ある企画や効率的な運営などにより、利用者の多様なニーズに応え、質の高いサービスを提供します。 (5) その他(他自治体における類似事例など、検討の参考となる情報) 市内の他の地区住民センターについては、すでに導入しています。
対象となる政策等 の原案	別紙「広葉交流センターの指定管理者制度導入について」のとおり
その他	◇パブリックコメント後のスケジュール 平成 29 年 6 月 市議会第 2 回定例会 条例議案上程